府令・省令

○内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣臨時代理
国務大臣　石破　茂
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

産業競争力強化法施行規則（平成二十六年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第七百九十六条第三項第二号」を「第七百九十六条第二項第二号」に改める。

第二十七条中「第七百九十六条第四項」を「第七百九十六条第三項」に改める。

附　則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、財務省、農林水産省、令第一号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定に基づき、中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六十三条の五第一項及び第八項」を「第六十三条の五第一項及び第九項」に改める。

第八条中「第六十三条の五第二項第一号及び第九項第一号」を「第六十三条の五第二項第一号及び第十項第一号」に改める。

第十条中「第六十三条の五第二項第二号及び第九項第二号」を「第六十三条の五第二項第二号及び第十項第二号」に改める。

附　則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第一号
環境省

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第十二号中「第六十三条の五第九項第三号」を「第六十三条の五第十項第三号」に改める。

第六十二条第二項第二号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第六項第二号」に改める。

第八十八条第一項第二号ニ中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第百二条第一項ただし書並びに第三号及び第四号を削る。

第百三条第一項各号列記以外の部分中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号及び第五号」を「第三号及び第四号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前条第一項第一号から第三号まで」を「前条第一項各号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条に次の二項を加える。

3　連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一　当期純利益として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

二　当期純損失として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

4　連結損益計算書には、当期純利益金額又は当期純損失金額に当期純利益又は当期純損失のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、連結子会社等を有する組合の組合員に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額として表示しなければならない。

第百二十七条第三項中「ものに限る」の下に「。第七項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により組合員又は中央会の会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第百七十二条第六号及び第百七十四条第五号中「第六十三条の五第六項」を「第六十三条の五第七項」に改める。